

諮問番号：諮問第 175 号

答申番号：答申第 175 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

那珂川市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 26 条の 5 において準用する同法第 19 条の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

特別障害者手当の政令で定める程度の基準において対象者の基準を満たしている。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、審査請求人から提出された特別障害者認定診断書（精神の障害用）の記載内容から特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「政令」という。）に定める障害に該当しないことが、直ちに明らかになる場合とは認められず、拒否理由を書面により提出しなければならないが、本件処分に係る理由の提示には瑕疵があり、違法又は不当な処分であると認められる。よって、本件処分は取り消されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項及び第 2 項では、申請に対して拒否処分を行うときは、拒否理由が客観的に明白である場合を除き、理由を提示するのが原則とされ、当該拒否処分を書面でするときは、拒否理由を書面により示さなければならない。

その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、

処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁第三小法廷平成 23 年 6 月 7 日判決・民集 65 卷 4 号 2081 頁参照）。

また、その付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、被処分者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない（最高裁第三小法廷昭和 60 年 1 月 22 日判決・民集 39 卷 1 号 1 頁参照）。

本件処分についてみると、特別障害者手当の支給対象となる「特別障害者」と認められるための要件は、政令第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までにおいて定められており、各号それぞれに該当するかどうかの判断がなされる必要がある。その判断に当たっては、認定基準が設定されているが、本件認定請求が政令第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号のいずれにも該当しないことが、審査請求人が提出した特別障害者手当認定請求書及び添付資料の記載から直ちに明らかになる場合とは認められないことから、行政手続法第 8 条第 1 項ただし書の適用はなく、拒否理由を書面により提示しなければならない。

本件処分の通知書の理由欄には、「認定基準を満たさないため」としか記載されておらず、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるものとは認められない。

よって、本件処分には、理由の付記について瑕疵があり、その余の点を審理するまでもなく、違法又は不当な処分であると認められる。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 4 年 10 月 5 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 11 月 16 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

申請に対して拒否処分をするときは、行政手続法第 8 条第 1 項の規定に基づき、拒否理由が客観的に明白である場合を除き、理由を提示するのが原則である。

特別障害者手当の支給対象となる「特別障害者」と認められるための要件は、政令第1条第2項第1号から第3号までにおいて定められており、各号それぞれに該当するかどうかの判断がなされる必要がある。本件処分は、審査請求人から提出された特別障害者手当認定請求書及び添付資料の記載内容から政令に定める障害に該当しないことが、直ちに明らかになる場合とはいえ、拒否理由が客観的に明白である場合とは認められない。

しかしながら、処分庁は、本件処分に際し、認定請求却下通知書の却下の理由欄に「認定基準を満たさないため」としか記載しておらず、ここに記載された理由から、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを審査請求人においてその記載自体から了知することはできないというべきである。すなわちこの理由付記は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示としては不十分であり、本件処分は、同法第8条第1項に違反する違法なものであるから、取り消されるべきである。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子